

プロジェクト パーシャルスピノフの会計処理

項目 本日の審議事項

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において検討を行う事項の概要についてご説明することを目的としている。

### これまでの経緯

2. 第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）において、「パーシャルスピノフの会計処理」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定した。
3. 第 102 回企業結合専門委員会（2023 年 4 月 13 日開催）及び第 500 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 26 日開催）以降に行った審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
<b>基準開発の範囲</b>		
・本プロジェクトにおける基準開発の範囲	第 500 回 (2023 年 4 月 26 日) 第 503 回 (2023 年 6 月 13 日)	第 102 回 (2023 年 4 月 13 日) 第 104 回 (2023 年 6 月 5 日) 第 105 回 (2023 年 6 月 21 日)
・本プロジェクトにおける例外的な取扱いの範囲	第 503 回 (2023 年 6 月 13 日)	第 104 回 (2023 年 6 月 5 日) 第 105 回 (2023 年 6 月 21 日)
<b>会計処理</b>		
・株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合におけるスピノフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理	第 501 回 (2023 年 5 月 16 日)	第 102 回 (2023 年 4 月 13 日) 第 103 回 (2023 年 5 月 8 日)

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
・一部留保の株式分配(按分型)を行った場合における株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理	第 501 回 (2023 年 5 月 16 日) 第 506 回 (2023 年 7 月 18 日)	第 103 回 (2023 年 5 月 8 日) 第 104 回 (2023 年 6 月 5 日) 第 105 回 (2023 年 6 月 21 日) 第 106 回 (2023 年 7 月 12 日)
・一部留保の株式分配(按分型)を行った場合における株式分配実施会社の税効果会計	第 504 回 (2023 年 6 月 26 日) 第 507 回 (2023 年 8 月 2 日)	第 105 回 (2023 年 6 月 21 日) 第 107 回 (2023 年 7 月 26 日)
<b>その他の論点</b>		
・適用時期及び経過措置	第 508 回 (2023 年 8 月 24 日)	第 108 回 (2023 年 8 月 10 日)
<b>文案</b>		
・「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案	第 506 回 (2023 年 7 月 18 日) 第 507 回 (2023 年 8 月 2 日) 第 508 回 (2023 年 8 月 24 日)	第 106 回 (2023 年 7 月 12 日) 第 107 回 (2023 年 7 月 26 日) 第 108 回 (2023 年 8 月 10 日) 第 109 回 (2023 年 9 月 6 日(予定))
・「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案	第 506 回 (2023 年 7 月 18 日) 第 507 回 (2023 年 8 月 2 日) 第 508 回 (2023 年 8 月 24 日)	第 106 回 (2023 年 7 月 12 日) 第 107 回 (2023 年 7 月 26 日) 第 108 回 (2023 年 8 月 10 日) 第 109 回 (2023 年 9 月 6 日(予定))

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正案	第 508 回 (2023 年 8 月 24 日)	第 108 回 (2023 年 8 月 10 日) 第 109 回 (2023 年 9 月 6 日(予定))
・コメントの募集及び公開草案の概要の文案	-	第 109 回 (2023 年 9 月 6 日(予定))

4. 第 503 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 13 日開催）での審議を踏まえて、本プロジェクトにおいては以下の方向性で基準開発を進めることとした。
- (1) いわゆるパーシャルスピノフ税制が時限的なものであることから早期に基準開発を完了すべきというニーズを踏まえ、段階的なアプローチを採用して、まずは現実に発生する可能性が高いと考えられるパターンに絞り、完全子会社株式について配当を行い支配を喪失して関連会社にも該当しなくなったファクトパターンに限定して基準開発を行う。
- (2) (1)のファクトパターン以外のファクトパターンに関する審議については、今後、基準開発に関するニーズや ASBJ におけるリソースの状況を踏まえて、審議を行う優先順位を決定することが考えられる。
5. 審議の過程において、基準開発の範囲については支配を喪失して子会社株式に該当しなくなった場合とすべきとの意見が聞かれたことから、第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）において改めて審議を行った結果、支配を喪失して子会社株式に該当しなくなった場合を対象として基準開発を進めることとした。

## 本日の検討事項

6. 本日は、以下の改正文案についてご意見を伺う。
- (1) 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案（審議事項(8)-2）
- (2) 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案（審議事項(8)-3）
- (3) 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改

正案（審議事項(8)-4）

(4) コメントの募集及び公開草案の概要の文案の検討（審議事項(8)-5）

7. 第 508 回企業会計基準委員会(2023 年 8 月 24 日開催)で聞かれた意見については、審議事項(8)-6 に記載している。

以 上